

概要 要：老朽化が進行した庁舎を取り壊し、南海トラフ地震を起因として発生が予想される津波や建物倒壊の被害を回避できる新庁舎を新営した。

対策名：26 法務省施設の防災・減災対策<5か年加速化対策>【法務省】

■ 実施主体：法務省（本省）

■ 実施場所：静岡県沼津市

■ 事業概要

矯正施設以外の全国の法務省施設の総延べ面積約140万㎡の内、5か年加速化対策（R3～R5）により約3.4万㎡の耐震改修工事を実施した。令和5年度末時点において、全体で約97%が耐震改修実施済みであり、令和7年度末までに98.7%を目標としている。

本施設が所在する静岡県沼津市は、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、最大震度6強の強い揺れが予測されており、昭和36年に竣工した庁舎の建替工事を実施した。

また、南海トラフ地震発生時、最大10メートルの津波高が想定されるため、庁舎に避難階段を設置し、地域住民が屋上避難広場へ避難できるような建物とした。

■ 事業費：約41億円

主な事業	実施内容	事業費	実施期間
防災・減災対策事業	庁舎の新営	約41億円	R4～R6
うち5か年加速化対策（加速化・深化分）	庁舎の新営	約2.5億円	R4～R6

■ 災害の外力、被害と効果の見込み

本工事を実施したことで、南海トラフ地震等の大規模地震の発生時に職員、被収容者、利用者及び地域住民の生命・身体の安全が確保される見込みである。

老朽化が進行した庁舎



<庁舎外観>



<単独室>

新営庁舎



<庁舎外観>



<単独室>